

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月22日

【事業年度】 第109期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 第一生命保険株式会社

【英訳名】 The Dai-ichi Life Insurance Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 光一郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経営企画部長 寺本 秀雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

【電話番号】 03-3216-1211(代)

【事務連絡者氏名】 経営企画部IR室長 国井 保博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月27日に提出いたしました第109期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

（参考3）当社の社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

7. ソルベンシー・マージン比率

（参考）新基準によるソルベンシー・マージン比率

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(参考3) 当社の社団法人生命保険協会の定める決算発表様式に準ずる情報

7. ソルベンシー・マージン比率

(訂正前)

(単位：百万円)

| 項目 | 前事業年度末 (平成22年3月31日) | 当事業年度末 (平成23年3月31日) |
|--|------------------------|------------------------|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 3,525,861 | 3,314,721 |
| 資本金等(基金等) ^{*1} | 594,697 | 576,808 |
| 価格変動準備金 | 115,453 | 80,453 |
| 危険準備金 | 527,093 | 502,093 |
| 一般貸倒引当金 | 4,853 | 4,480 |
| その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%) | 649,316 | 334,526 |
| 土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%) | 77,247 | 17,447 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | 1,245,466 | 1,367,418 |
| 負債性資本調達手段等 | 328,906 | 456,189 |
| 控除項目 | 169,881 | 169,881 |
| その他 | 152,707 | 145,185 |
| リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) | 739,535 | 673,740 |
| 保険リスク相当額 R_1 | 102,331 | 98,094 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 | 150,182 | 154,741 |
| 予定利率リスク相当額 R_2 | 130,566 | 123,947 |
| 資産運用リスク相当額 R_3 | 538,537 | 475,888 |
| 経営管理リスク相当額 R_4 | 18,556 | 17,175 |
| 最低保証リスク相当額 R_7 ^{*2} | 6,209 | 6,094 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 953.5% | 983.9% |

*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

(訂正後)

(単位：百万円)

| 項目 | 前事業年度末 (平成22年3月31日) | 当事業年度末 (平成23年3月31日) |
|--|------------------------|------------------------|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 3,525,861 | 3,314,721 |
| 資本金等(基金等) ^{*1} | 594,697 | 576,808 |
| 価格変動準備金 | 115,453 | 80,453 |
| 危険準備金 | 527,093 | 502,093 |
| 一般貸倒引当金 | 4,853 | 4,480 |
| その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%) | 649,316 | 334,526 |
| 土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%) | 77,247 | 17,447 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | 1,245,466 | 1,367,418 |
| 負債性資本調達手段等 | 328,906 | 456,189 |
| 控除項目 | 169,881 | 169,881 |
| その他 | 152,707 | 145,185 |
| リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) | 739,535 | <u>673,739</u> |
| 保険リスク相当額 R_1 | 102,331 | 98,094 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 | 150,182 | 154,741 |
| 予定利率リスク相当額 R_2 | 130,566 | 123,947 |
| 資産運用リスク相当額 R_3 | 538,537 | <u>475,887</u> |
| 経営管理リスク相当額 R_4 | 18,556 | 17,175 |
| 最低保証リスク相当額 R_7 ^{*2} | 6,209 | 6,094 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 953.5% | 983.9% |

*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

*2 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

(参考)新基準によるソルベンシー・マージン比率
(訂正前)

(単位：百万円)

| 項目 | 当事業年度末 (平成23年3月31日) |
|--|------------------------|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 3,048,033 |
| 資本金等 ^{*1} | 576,808 |
| 価格変動準備金 | 80,453 |
| 危険準備金 | 502,093 |
| 一般貸倒引当金 | 4,480 |
| その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%) | 334,526 |
| 土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%) | 17,447 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 ^{*2} | 1,367,418 |
| 負債性資本調達手段等 ^{*2} | 456,189 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 ^{*2} | 227,437 |
| 控除項目 | 169,881 |
| その他 | 105,935 |
| リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) | 1,112,943 |
| 保険リスク相当額 R_1 | 98,094 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 | 154,741 |
| 予定利率リスク相当額 R_2 | 296,597 |
| 資産運用リスク相当額 R_3 | 754,114 |
| 経営管理リスク相当額 R_4 | 26,195 |
| 最低保証リスク相当額 R_7 ^{*3} | 6,215 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 547.7% |

*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

*2 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は平成23年金融庁告示第25号第1第1項第1号に規定する額、
「負債性資本調達手段」は同告示第1第1項第2号に規定する額、
「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額」
は同告示第1第1項第3号に規定する額であります。

*3 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は翌事業年度末(平成24年3月31日)から適用されます。

上記は、仮に当該変更を当事業年度末に適用したと仮定した場合の数値であります。

(訂正後)

(単位：百万円)

| 項目 | 当事業年度末 (平成23年3月31日) |
|--|------------------------|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 3,048,033 |
| 資本金等 ^{*1} | 576,808 |
| 価格変動準備金 | 80,453 |
| 危険準備金 | 502,093 |
| 一般貸倒引当金 | 4,480 |
| その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%) | 334,526 |
| 土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%) | 17,447 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 ^{*2} | 1,367,418 |
| 負債性資本調達手段等 ^{*2} | 456,189 |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 ^{*2} | 227,437 |
| 控除項目 | 169,881 |
| その他 | 105,935 |
| リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) | 1,112,941 |
| 保険リスク相当額 R_1 | 98,094 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 | 154,741 |
| 予定利率リスク相当額 R_2 | 296,597 |
| 資産運用リスク相当額 R_3 | 754,112 |
| 経営管理リスク相当額 R_4 | 26,195 |
| 最低保証リスク相当額 R_7 ^{*3} | 6,215 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 547.7% |

*1 社外流出予定額及び評価・換算差額等を除いております。

*2 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は平成23年金融庁告示第25号第1第1項第1号に規定する額、
 「負債性資本調達手段」は同告示第1第1項第2号に規定する額、
 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額」
 は同告示第1第1項第3号に規定する額であります。

*3 標準的方式を用いて算出しております。

(注) 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。当該変更は翌事業年度末(平成24年3月31日)から適用されます。

上記は、仮に当該変更を当事業年度末に適用したと仮定した場合の数値であります。